

公立大学法人沖縄県立芸術大学監事監査規程

令和3年4月1日
沖芸大規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）に定めのあるもののほか、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）に置く監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の区分)

第3条 監査は、業務監査及び会計監査とする。

(監査の対象)

第4条 監査は、法人の業務及び財務会計について行うものとする。

(監査事項)

第5条 前条に規定する監査の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 決算及び財務諸表に関する事項
- (4) 資産の取得、処分及び管理に関する事項
- (5) 債権の管理に関する事項
- (6) 組織、制度及び人事管理に関する事項
- (7) その他法人の業務及び会計の執行状況に関する必要な事項

(監査の種類、方法及び時期)

第6条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監査の方法は、書面監査及び実地監査とする。
- 3 定期監査のうち、業務監査は毎事業年度1回行い、会計監査は各事業年度の決算終了後、速やかに行う。
- 4 臨時監査は、監事が必要と認めたときに行う。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、監査の実施に当たり、理事長の承認を得て職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 監事は、前項に規定する職員に監査に関する業務の支援を行わせる場合は、当該職員の独立性を確保するものとする。
- 3 第1項の規定により監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(監査計画)

第8条 監事は、毎事業年度の当初に、次に掲げる事項を記した監査計画書を作成し、速

やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

- (1) 監査期日
- (2) 監査対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項
(役職員への質疑等)

第9条 監事は、監査対象事項を担当する役員又は職員に対し、必要に応じて、質疑又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 役員及び職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。
(監査結果報告書等)

第10条 監事は、監査終了後速やかに次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他監事が必要と認める事項

- 2 理事長は、監査結果報告書に基づき是正又は改善を要する事項がある場合、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。
(知事への意見の提出)

第11条 監事は、地方独立行政法人法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、知事に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(監事に回覧する文書)

第12条 監事は、必要に応じて、次の各号に掲げる文書を適宜閲覧することができる。

- (1) 知事に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- (2) 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書
- (3) 知事から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- (4) 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書
- (5) 沖縄県公立大学法人評価委員会からの重要文書及び同委員会に提出する重要な文書
- (6) 沖縄県監査委員及び外部監査人に提出する重要な文書
- (7) 契約に関する重要な文書
- (8) 訴訟に関する重要な文書
- (9) その他業務に関する重要な文書
(役員及び職員の不正行為等の監事への報告)

第13条 役員及び職員の不正行為、違法行為若しくは著しい不当事実がある場合又は業務上の重大な事故若しくは異例の事項が発生したときは、役員又は職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、軽微なものを除き、あらかじめ監事の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上監事が別に定める。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日理事長決裁)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。